第九条第二項中「理化学研究所」を「当該届出をした登録施設利用促進機関が業務を行う特定先端大型研究施設の設置者」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2　登録施設利用促進機関が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第三項第五号イからヘまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

第十六条第三項中「法第十七条第三項」を「特定放射光施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一　中性子線共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の方法

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の方法

三　選定委員会の構成及び選定委員会の運営に関する事項

四　利用者選定業務の公正の確保に関する事項

五　研究実施相談者の配置に関する事項

六　施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法

七　特定中性子線施設における研究者等の安全の確保に関する事項

八　利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

九　利用促進業務の円滑な実施のための日本原子力研究開発機構及び高エネルギー加速器研究機構との連携に関する事項

十　その他利用促進業務の実施に関し必要な事項

第十七条第二項中「理化学研究所」を「当該許可を申請した登録施設利用促進機関が業務を行う特定先端大型研究施設の設置者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の省令第四条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に法第六条に基づき作成された、平成二十三事業年度以降に係る実施計画について適用する。

告　示

○財務省告示第三十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年一月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月七日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百回）
二　発行の根拠法律及びその条項	平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額	イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千百八十二億円 ロ　非競争入札発行　うち、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆千百六億四千六百八十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千六百一億五千百五十万円、同法第四十七条の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆四百七十四億百六十五万円 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四十一億二千九百万円 ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千七百六十九億円
七　払込金額	イ　価格競争入札発行　二兆四千百六十七億九千百八万円 ロ　非競争入札発行　四十一億二千六百六十万五千百八十円 ハ　国債市場特別参加者・非価格競争入札発行　千七百六十七億九千七百三十九万八千円 ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　三千六百八十一億八千六百三十二万八千円
八　最低額面金額	五万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日	平成二十三年一月十七日
十一　発行価格	イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭以上のそれぞれの応募価格